

政令第百七十七号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第

五条第三項の特定地域を定める政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の政令で定める地域として、東京都の特別区の存する区域を定める必要があるからである。